

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省25-9)

別紙1

施策名	目標3-2 大気生活環境の保全		担当部局名	大気生活環境室 環境管理技術室 自動車環境対策課	作成責任者名	室長事務取扱加藤 庸之 西本 俊幸 森下 哲
施策の概要	騒音・振動・悪臭公害を減少させるとともに、ヒートアイランド対策を講じることにより、大気生活環境を保全する。		政策体系上の位置付け	3. 大気・水・土壌環境等の保全		
達成すべき目標	交通系騒音(自動車・航空機・新幹線鉄道)、一般環境騒音に係る環境基準達成率の向上、振動・臭気の改善及びヒートアイランド対策を講じ良好な生活環境を保全する。	目標設定の考え方・根拠	環境基本法第16条に定める環境基準	政策評価実施予定時期	平成26年6月	
測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠			
1 騒音に係る環境基準達成率(%)	100%	—	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の騒音の状況の度合いを把握するものとしての確であるため、測定指標として選定した。			
2 騒音に係る環境基準達成状況(道路に面する地域)(達成割合(%)) (評価対象:千戸)	100%	—	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の自動車騒音状況の度合いを把握するものとしての確であるため、測定指標として選定した。			
3 航空機騒音に係る環境基準達成状況(測定地点ベース)(%)	100%	—	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の航空機騒音状況の度合いを把握するものとしての確であるため、測定指標として選定した。			
4 新幹線鉄道騒音に係る環境基準達成状況(測定地点ベース)(%)	100%	—	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の新幹線鉄道騒音状況の度合いを把握するものとしての確であるため、測定指標として選定した。			
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	平成25年行政事業レビュー事業番号
	23年度	24年度				
騒音・振動公害防止強化対策費(1)(平成13年度)	39 (30)	29 (23)		28	<達成手段の概要> ・騒音規制法による規制が難しい施設等について、騒音情報の公開や適切な機器の設置・管理に関するガイドラインの策定等による低騒音化の手法についての検討や騒音・振動評価手法及び規制手法等に係る検討 ・風力発電施設等からの騒音・低周波音について、実態調査及び測定評価方法の検討や低周波音の測定・評価に関する、地方公共団体職員向けの講習会を開催 <達成手段の目標(25年度)> ・前年度に作成した騒音ラベリング制度のマニュアル等をもとに同制度の導入に向けた取組の推進や鉄道騒音等の対策についての検討を実施 ・風力発電施設からの騒音・低周波音について、測定・予測・評価方法等について取りまとめを行い、公表 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・騒音規制法による規制が難しい施設についても、業界団体等の自主的な取組による低騒音化を促す手法を導入し、騒音問題の未然防止を図ることを通じ、騒音に係る環境基準の達成に寄与する。 ・風力発電施設の建設・運転に当たっての騒音・低周波音問題が軽減されることに加え、風力発電施設の建設に対する周辺住民の不安を減少させ、再生可能エネルギーの普及に資する。 ・地方公共団体職員が低周波音に関する正しい知識を持つことにより、低周波音問題についての確に対応がなされる。	103

<p>自動車排出ガス・騒音規制強化等 (2)の推進 (平成12年度以前)【再掲25-8】</p>	<p>115 (113)</p>	<p>111 (103)</p>	<p>114</p>	<p>1.2</p>	<p>&lt;達成手段の概要&gt;          ・中央環境審議会「今後の自動車単体騒音低減対策のあり方について(第二次答申)」(平成24年4月)に基づく、四輪車の加速走行騒音規制の国際基準(R51-03)の導入に向けた検討及びタイヤ騒音規制の適用時期に関する検討。          &lt;達成手段の目標(25年度)&gt;          ・自動車単体騒音低減対策の推進          &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;          ・自動車単体騒音の低減により、騒音に係る環境基準達成状況の改善に寄与する。</p>	<p>093</p>
<p>(3) 交通騒音振動対策調査検討費 (平成13年度)</p>	<p>55 (48)</p>	<p>39 (38)</p>	<p>47</p>	<p>2</p>	<p>①自動車騒音・道路交通振動対策の推進(平成17年度)          ②沿道・沿線対策の推進新幹線鉄道騒音(平成22年度)          ③振動対策、航空機騒音対策の推進(平成16年度)          &lt;達成手段の概要&gt;          ①平成24年4月に常時監視業務が一般市へ移譲されたため、確実なデータ収集を行い全国の状況把握を実施(179団体⇒857団体)(業務を行うにあたって必要となる常時監視マニュアルを平成23年9月に公表済)          ①道路交通振動については、測定値が要請限度値を超えることは稀であるが依然として苦情が絶えず、振動の評価が現状に即していないことが考えられることから、道路交通振動が及ぼす影響の予測や適切な評価方法の検討を実施          ②道路沿道や新幹線鉄道沿線において騒音に配慮した土地利用を推進するため、沿道・沿線の土地利用に関する実態調査や関連法制度の調査を実施するとともに、沿道沿線対策の具体的な方策の検討を実施          ③地方公共団体に対し、平成24年11月に作成した航空機騒音測定・評価マニュアル及び平成22年5月に作成した新幹線鉄道騒音測定・評価マニュアルの定着を図る          ③マニュアルに基づく測定調査により実態把握を実施し、対策効果の確認や環境基準達成状況を把握          &lt;達成手段の目標(25年度)&gt;          ①円滑な自動車騒音常時監視業務の実施のための説明会を開催するとともに、システムの操作性改善のための改良を実施          ②沿道沿線対策の具体的な方策の検討を行うとともに、普及推進策及び指針策定へ向けた検討を実施          ③航空機騒音については、平成25年4月の新基準施行を受けて、マニュアルに基づく測定調査等を実施するなどして、マニュアルの内容の検証を実施          &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;          ①全国の自動車騒音状況を一元的に把握し公表することで、騒音対策がより効率的、効果的に実施され、騒音に係る環境基準達成状況の改善に寄与する。          ②沿道・沿線の住居立地が抑制される等の効果により、新たな騒音問題の未然防止が図られる。また、環境基準達成に向けて、既存の要対策箇所に対する騒音対策が一層推進される。          ③測定・評価方法を見直すことにより、現状をより適切に把握することができる。この成果をもとに、環境基準達成に向けて騒音対策がより効率的、効果的に実施される。</p>	
<p>(4) 悪臭公害防止強化対策費 (平成8年度)</p>	<p>13 (14)</p>	<p>8 (7)</p>	<p>8</p>	<p>-</p>	<p>&lt;達成手段の概要&gt;          ・臭気指数規制の導入促進          ・測定手順の一本化に向けた環境試料と排出口試料の比較実験の実施及びデータ解析          &lt;達成手段の目標(25年度)&gt;          ・環境試料と排出口試料を同じ手順で測定できるよう、測定手順の見直しを行い嗅覚測定法を理解しやすくすることで、臭気指数規制の導入促進につなげる。          &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;          ・近年の都市型悪臭(複合臭)に有効な臭気指数規制の導入促進や、臭気指数の測定手順の見直しにより、悪臭防止に寄与する。</p>	<p>104</p>

<p>(5) 良好な生活環境形成・保全推進費 (昭和63年度)</p>	<p>7 (7)</p>	<p>12 (13)</p>	<p>9</p>	<p>-</p>	<p>&lt;達成手段の概要&gt;  ・前年度における騒音・振動・悪臭に係る法施行データ等を、生活環境情報総合管理システムで管理・集計・分析し、施行状況調査の結果や環境影響評価を行う上での基礎情報等として、報道発表や報告書の公表等により情報を発信  &lt;達成手段の目標(25年度)&gt;  ・騒音・振動・悪臭の法施行状況についての国民や地方公共団体職員の知識や関心を深める。  &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;  ・騒音・振動・悪臭に係る法施行データの基礎資料の整備・公表を通じ、国民の関心を深めるとともに、地方公共団体の進める騒音・振動・悪臭防止施策の策定・推進に寄与する。</p>	<p>101</p>
<p>クールシティ推進事業 (6) (平成18年度)</p>	<p>108 (68)</p>	<p>62 (63)</p>	<p>87</p>	<p>-</p>	<p>&lt;達成手段の概要&gt;  ・都市における必要な適応策導入量について定量的に把握することによる効率的な適応策の実施方法の明確化  ・ビニールハウス等熱中症が発生しやすい地点におけるWBGTと気象台におけるWBGTの違いを把握し、よりきめ細やかな情報提供を検討  ・インターネットを活用した熱中症に関する予防情報の提供  ・震災の影響や節電の取組を踏まえたヒートアイランド現象及び熱中症の発生状況の把握、ヒートアイランド対策手法の検討を実施  &lt;達成手段の目標(25年度)&gt;  ・街路空間の適応策の導入すべき地点や導入後の効果の検証手法等の検討を行う。  ・複数の適応策導入の効果を検証するため、モデル的に複数の適応策を実施し、その効果を検証する。  ・全国841地点(気象庁アメダスデータ)において算出したWBGTの予報値や生活環境を考慮して算出したWBGT及び熱中症による救急搬送者数等の情報をインターネットを通じて提供する。  ・西日本を中心に震災前から震災後におけるエネルギー需要の変化による排熱状況の変化を把握する。  &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;  ・ヒートアイランド対策大綱の見直しにより、適応策が盛り込まれた旨の情報発信を行い、地方公共団体等におけるヒートアイランド対策の普及に寄与する。</p>	<p>102</p>